

新座市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 日

新座市長 並 木



新座市規則第 5 号

新座市消防団員服制規則の一部を改正する規則

新座市消防団員服制規則（昭和50年新座市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

別表

消防団員服制			
品種	区分	摘要	
上衣	[略]		
	製式	前面	[略]
		女性	折り襟 消防団き章を付けた銀色ボタンを1行に付ける。 打合せを右上前とする。 左腕上部にワッペンを付ける。
	[略]		
[略]			
下衣	色	上衣と同様とする。	
	製式	男性	長ズボンとする。 両脇縫い目に幅15ミリメートルの黒色なご織の側章を付ける。
		女性	長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。
	形状及び寸法	別図2のとおりとする。	
[略]			
ポロシャツ	[略]		
	形状	別図3のとおりとする。	
帽	色	上衣と同様とする。	
	き章	男性	金色金属製消防団き章をモール製金色桜で抱擁する。 台地は黒とする。
		女性	銀色金属製消防団き章をモール製銀色桜で抱擁する。 台地は暗い濃紺とする。
	製式	男性	円形とし、黒色の前ひさし及び顎ひもを付ける。 顎ひもの両端は、帽の両側において消防団き章を付けた金色ボタン各1個で留める。
		女性	円形つば型とする。
	周章	男性	帽の腰回りには、幅30ミリメートルの黒色なご織を付ける。 副分団長以上の場合には、平しま織金線を付ける。
女性		帽の腰回りには、幅30ミリメートルの黒色なご織を付ける。 副分団長以上の場合には、平しま織銀線を付ける。	
形状及び寸法	別図4のとおりとする。		

別表

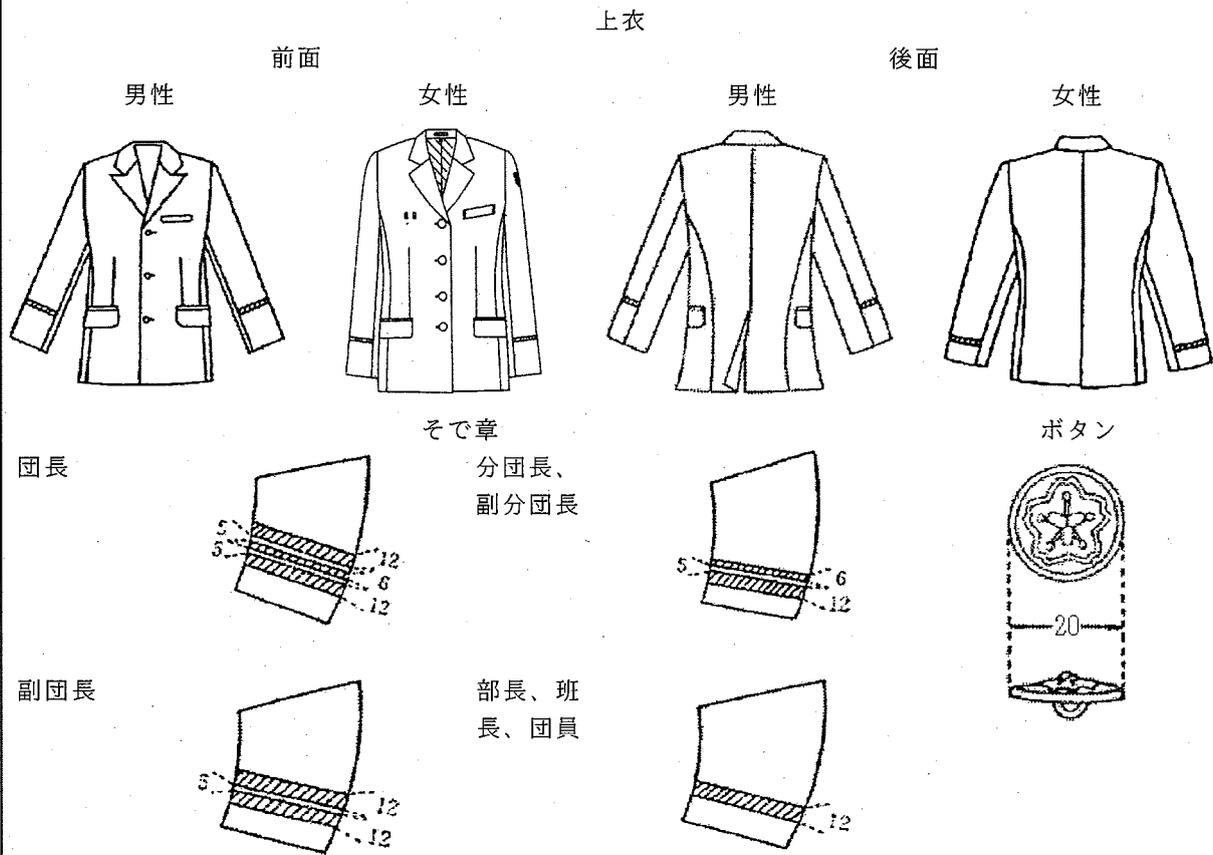
消防団員服制			
品種	区分	摘要	
上衣	[略]		
	製式	前面	
		女性	折り襟 消防団き章を付けた銀色ボタンを1行に付ける。 打合せを右上前とする。
	[略]		
[略]			
下衣	色	上衣と同様とする。	
	製式	男性	長ズボンとする。 両脇縫い目に幅15ミリメートルの黒色なご織の側章を付ける。
		女性	長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。
	形状及び寸法		別図2のとおりとする。
夏上衣	色	男性	灰色
		女性	淡青
	製式		シャツカラーの長袖又は半袖とする。 ボタンを1行に付ける。
	形状		別図3のとおりとする。
夏下衣	色	男性	夏上衣と同様とする。
		女性	濃紺
	製式	男性	長ズボンとし、両側方及び右側後方に各1個ポケットを付ける。
		女性	下衣と同様とする。
形状		男性は別図4のとおりとし、女性は下衣と同様とする。	
[略]			
ポロシャツ	[略]		
	形状		別図5のとおりとする。
帽	色		上衣と同様とする。
	き章	男性	金色金属製消防団き章をモール製金色桜で抱擁する。 台地は黒とする。
		女性	銀色金属製消防団き章をモール製銀色桜で抱擁する。 台地は暗い濃紺とする。
	製式	男性	円形とし、黒色の前ひさし及び顎ひもを付ける。 顎ひもの両端は、帽の両側において消防団き章を付けた金色ボタン各1個で留める。
		女性	円形つば型とし、帽のまわりに暗い濃紺又はその類似色のリボン を巻くものとする。
周章		男性については、帽の腰回りには、幅30ミリメートルの黒色なご織を付ける。 副分団長以上の場合には、平しま織金線を付ける。	
形状及び寸法		別図6のとおりとする。	
夏帽	色	男性	夏上衣と同様とする。
		女性	夏下衣と同様とする。
	き章	男性	台地を灰色とするほかは、帽と同様とする。
		女性	台地を濃紺とするほかは、帽と同様とする。

[略]				
活動服	[略]			
	形状	別図5のとおりとする。		
	[略]			
略帽	[略]			
	形状	別図6のとおりとする。		
防寒衣	色	黒		
	製式	襟部分に収納式のフードを付ける。 前面にファスナーを付ける。 ポケットは右胸部及び両腰部に各1個並びに左胸部に貫通式のものの1個を付け、ポケット口はファスナー開閉式とする。 裾を絞ることができるゴムひもを付ける。		
	形状	別図7のとおりとする。		
ウインドブレーカー	上衣	地質	ナイロン織物	
		製式	防水性・透湿性・防風性・低結露機能を備えた3層構造とする。 襟の内部にフードを備えるラグラン袖式とする。 前面にファスナーを付ける。 ポケットは左右側腹部に各1個及び前面左下部に1個を付け、ポケット口はファスナー開閉式とする。 腰部に反射テープを付ける。 背部に指定の文字を配する。	
	ズボン	地質	上衣と同様とする。	
		製式	長ズボンとする。 腰部は総ゴム式で、前面はファスナー開閉式とする。 裾を絞ることができるゴムひもを付ける。 両側面にファスナーを付ける。 でん部は縫い目のないものとする。	
	形状		別図8のとおりとする。	
	[略]			
防災ヘルメット	[略]			
	製式	MP型とし、内部に頭部の震動を防ぐ装置を付ける。 顎ひもは合成繊維とする。 顔面を保護するポリカーボネート製の収納できるシールドを備えるものとする。		
	[略]			
	形状及び寸法	別図9のとおりとする。		

製式	男性	前ひさし及び顎ひもを灰色又はその類似色とするほかは、帽と同様とする。	
	女性	帽と同様とする。	
周章	男性については、帽の腰回りには、幅30ミリメートルの灰色又はその類似色のなご織を付ける。 副分団長以上の場合には、平しま織金線を付ける。		
形状及び寸法	帽と同様とする。		
[略]			
活動服	[略]		
	形状	別図7のとおりとする。	
[略]			
略帽	[略]		
	形状	別図8のとおりとする。	
防寒衣	色	濃紺	
	製式	襟部分は毛状とする。 前面は、前合わせファスナー及びボタン式とし、ボタンを1行に付ける。 ポケットは、左右胸部及び下部左右に各1個を付け、蓋付きとする。 胸部に胸回りの調整できるひもを付ける。	
	形状	別図9のとおりとする。	
ウインドブレーカー	上衣	地質	ナイロン織物
		製式	防水性・透湿性・防風性・低結露機能を備えた3層構造とする。 襟の内部にフードを備えるラグラン袖式とする。 前面にファスナーを付ける。 ポケットは左右側腹部に各1個及び前面左下部に1個を付け、ポケット口はファスナー開閉式とする。 腰部に反射テープを付ける。 背部に指定の文字を配する。
	ズボン	地質	上衣と同様とする。
		製式	長ズボンとする。 腰部は総ゴム式で、前面はファスナー開閉式とする。 裾を絞ることができるゴムひもを付ける。 両側面にファスナーを付ける。 でん部は縫い目のないものとする。
形状	別図10のとおりとする。		
雨衣	製式	濃紺色の防水布 折り襟フード付き。 4個1行のホック留めとし、内側にファスナーを付ける。 ポケットは蓋付きとし、下部左右に各1個付ける。 ズボンは長ズボンとする。	
	形状	別図11のとおりとする。	
[略]			
防災ヘルメット	[略]		
	製式	MP型とし、内部に頭部の震動を防ぐ装置を付ける。 顎ひもは合成繊維とする。	
	[略]		
	形状及び寸法	別図12のとおりとする。	

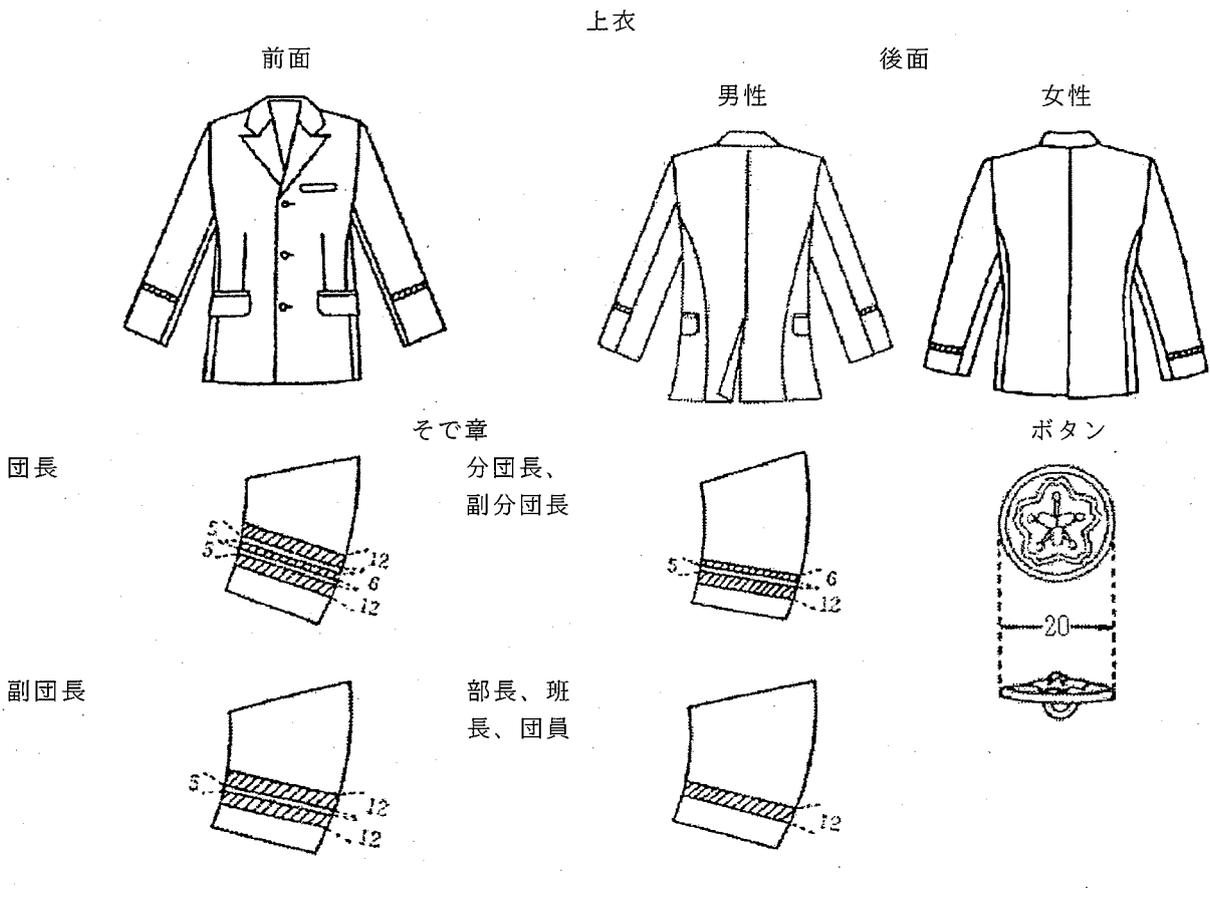
[略]		
防火衣	[略]	
	形状	別図10のとおりとする。
防火靴	[略]	
	形状	別図11のとおりとする。
防火手袋	[略]	
	形状	別図12のとおりとする。
防火ヘルメット	[略]	
	形状及び寸法	別図13のとおりとする。
しころ	[略]	
	形状	別図14のとおりとする。
階級章	[略]	
	形状及び寸法	別図15のとおりとする。

別図1

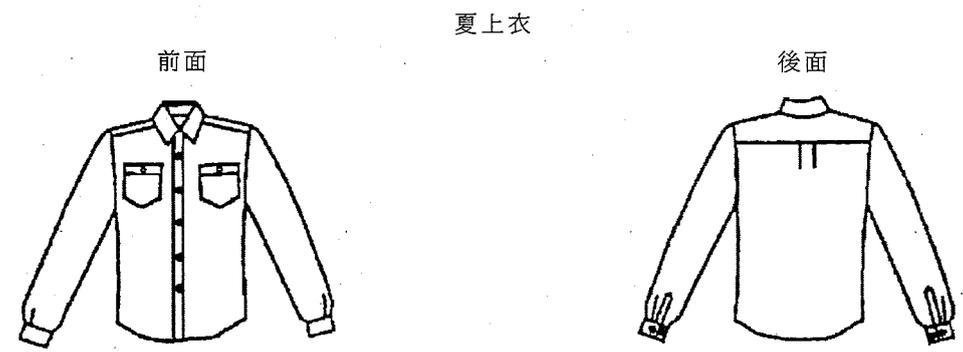


[略]	
防火衣	[略]
形状	別図13のとおりとする。
防火靴	[略]
形状	別図14のとおりとする。
防火手袋	[略]
形状	別図15のとおりとする。
防火ヘルメット	[略]
形状及び寸法	別図16のとおりとする。
しころ	[略]
形状	別図17のとおりとする。
階級章	[略]
形状及び寸法	別図18のとおりとする。

別図1



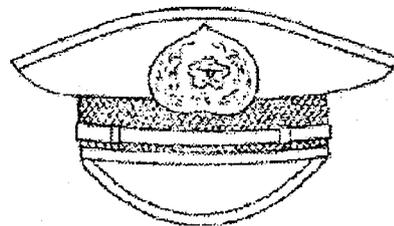
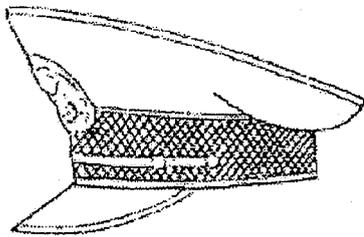
別図3



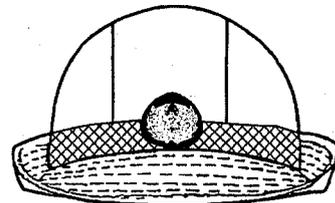
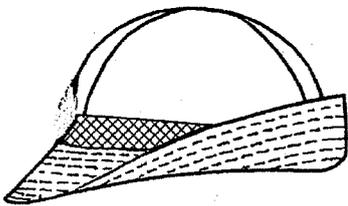
別図3 [略]

別図4

帽
男性



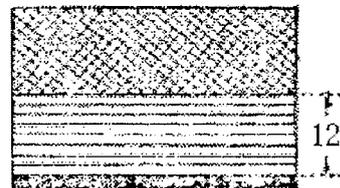
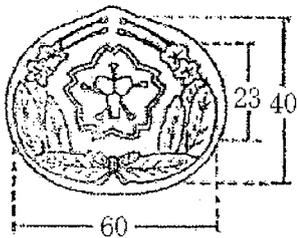
女性



き章

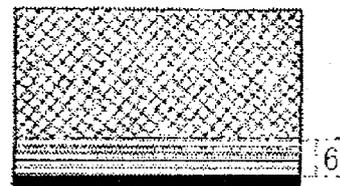
周章

団長、副団長



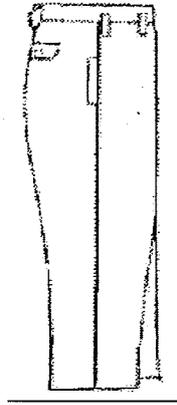
あごひも留めボタン

分団長、副分団長



別図4

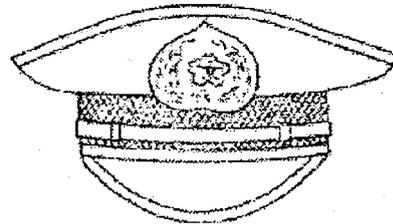
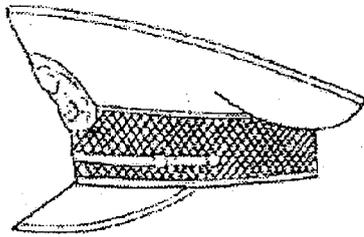
夏下衣
男性
長ズボン



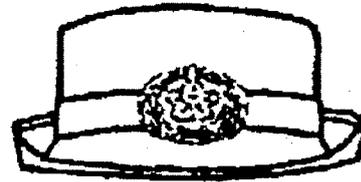
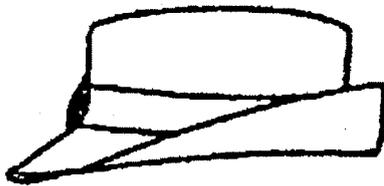
別図5 [略]

別図6

帽
男性

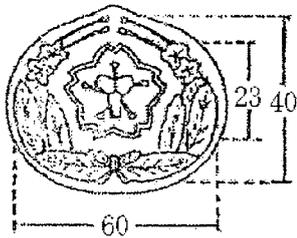


女性



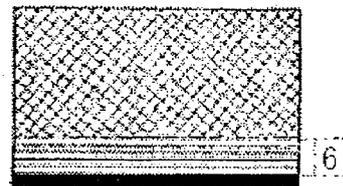
き章

周章
団長、副団長

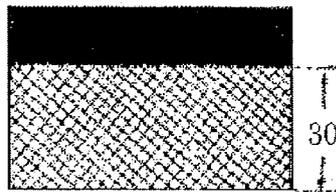


あごひも留めボタン

分団長、副分団長



部長、班長、団員



別図5 [略]

別図6 [略]

別図7

防寒衣

前面

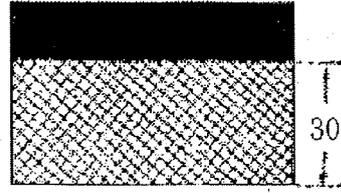


後面



別図8 [略]

部長、班長、団員

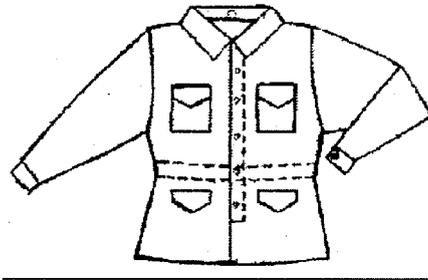


別図 7 [略]

別図 8 [略]

別図 9

防寒衣

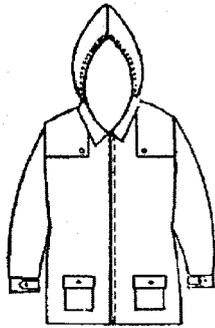


別図 10 [略]

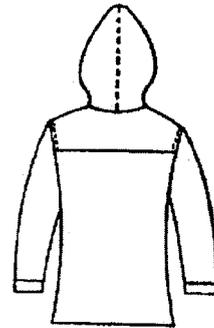
別図 11

雨衣

前面



後面



ズボン



別図 9

防災ヘルメット



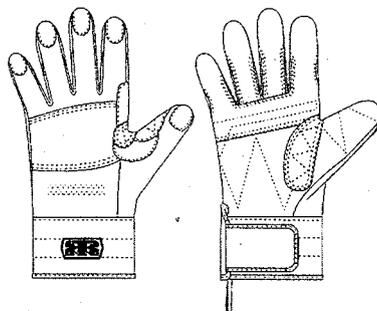
団長		8
		4
		8
		4
		8
副団長		8
		4
		4
		4
		8
分団長		8
		4
		8
副分団長		4
		4
		8
部長		8
班長		4
		4
		4
団員		4

別図 10 [略]

別図 11 [略]

別図 12

防火手袋

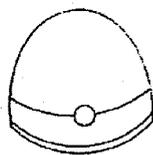


別図 13 [略]

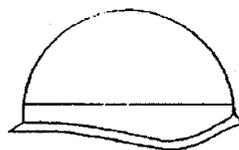
別図12

防災ヘルメット

正面



側面



周章

団長		8 4 8 4 8
副団長		8 4 4 4 8
分団長		8 4 8
副分団長		4 4 8
部長		8
班長		4 4 4
団員		4

き章

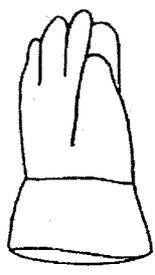


別図13 [略]

別図14 [略]

別図15

防火手袋



別図16 [略]

別図 1 4 [略]

別図 1 5 [略]

別図17 [略]

別図18 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。